

広報 稲生川

令和7年4月1日 No.88



世界かんがい施設遺産
稲生川

〒034-0011
青森県十和田市稲生町1番36号
TEL (0176)
23-5066 (代表)
23-2494 (緊急時)
FAX 23-3940
E-mail: info@inaoigawa.or.jp

稲生川土地改良区

土地改良区の概況

令和7年4月1日現在

受益面積	組合員数	総代現在数	役員数	職員数
4,407ha	3,784名	63名	理事 18名 監事 3名	13名

大切なかんがい用水には限りがあります！



困ってます！

我田引水
STOP!



過度な留め板により越水している状況

「水田活用直接支払交付金の水張り要件」「乾田直播」等のほ場において大量の引水をしたため、下流に水が行き渡らないという事案が多く発生しております。一部の過度な行動により、その下流では主食用米の品質低下が懸念されます。

普請等、地域で集まる行事の際は、お互いに作業計画を共有し水稻スケジュールを考慮した引水を心掛け、地域内でのトラブルが起きないようによろしくお願いいたします。

地域の用水調整等は地区管理委員まで相談ください。



総代会 あいさつ

令和 7 年 3 月 14 日

理事長 丸 井 裕

本日は、令和 6 年度通常総代会を開催いたしたくご案内申し上げましたところ、総代の皆様におかれましては年度末のご多忙中にもかかわらずご出席頂きまして、誠にありがとうございます。日頃より、当改良区の業務運営並びに事業推進につきましては、皆様のご理解とご協力を賜り、衷心より厚くお礼申し上げます。

また、青森県上北地域県民局地域農林水産部 竹谷次長様、清水総括主幹様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

年末年始以降、強い寒気が流れ込んだ影響で、県内各地で大雪による農業関係施設の被害が相次いでおります。県では豪雪対策本部を設置し、県内全域での巡回調査を実施して被害状況の把握に努めております。また、除雪中の事故でお亡くなりになられた方もいらっしゃいます。心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

当区による積雪調査によりますと、観測地点で15年ぶりに110cmを超え最大140cmとなっており、代掻き・田植え時期のかんがい用水は十分に確保できる見込みです。しかしながら、梅雨時期の降雨が少なければ十和田湖水位が回復せず、水不足が発生いたします。限りある水の有効利用に、皆様のご協力をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

さて、国では、新年度から水田活用の直接支払交付金「5年に1度の水張り」要件を廃止することで聞いております。まだ詳細が不明なことから説明はできませんが、注視してまいりたいと考えております。

一方で、土地改良区を取り巻く環境は、人口減少と高齢化が進む中で、施設の老朽化が進み、農地や農業用水の管理に支障が生じているほか、資材価格と電気料金の高騰など様々な課題に直面し、運営基盤強化が求められているところです。

このため、国ではこれらの課題に対応するため、将来にわたり地域の農業水利施設等を適切に保全していくための将来像を関係者で共有し、保全に関する体制を構築すべく、現在国会で審議中の土地改良法の改正案の中に「水土里ビジョン」が位置づけられたところです。この中では、土地改良区や市町等の関係者が共同して将来の保全体制を構築することになっております。今後、国や県から具体的な方針が示されたのちは、当区としても検討のうえ進めてまいりたいと考えております。

本日の提出案件は、畑地化促進事業の報告、本年度補正予算、定款の一部変更及び規約の一部改正、新年度用水計画、新規事業のため池等整備事業、土地譲渡、また、経常賦課金につきましては、平成26年の米価下落を受け、10a当り200円を減額してきましたが、元に戻し3,500円とする新年度予算など、合計9件でございます。

全案件、慎重審議いただきまして、原案通り御議決、御決定を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。



採決の様子



挨拶する丸井理事長

来賓あいさつ

令和 7 年 3 月 14 日

上北地域県民局地域農林水産部 部長 **板 垣 正 彦**
(代読 同次長 竹 谷 文 孝)

本日は、「稲生川土地改良区令和 6 年度通常総代会」の開催、誠にありがとうございます。

理事長の丸井様をはじめ、役員及び総代並びに事務局職員の皆様には、日頃から上北地域の農業農村整備事業の推進に御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は、気候変動による生産の不安定化、資材価格や燃油・電力料金の高騰などの影響により厳しいものとなっております。

このため、今年度においても、土地改良区の負担が軽減され、農業者が安心して営農を継続できるよう、農業水利施設に係る電気料金補助制度を創設し支援することとしております。

今年は、「青森新時代『農林水産力』強化パッケージ」に基づく施策がスタートしてから 2 年目を迎えます。「農林水産業が持続的に発展する社会」の実現に向けて、引き続き、誰もが希望を持って働くことができるよう、所得増にこだわった施策を積極的に展開していきます。

特に、農業農村整備分野では、スマート農業の実装を可能とする基盤整備を進めつつ、水田の汎用化・畑作化による高収益作物への転換を促すなど、生産性の向上を図る農業農村整備プロセス全体での ICT の活用を推進していきます。

また、近年頻発・激甚化している大雨災害などに対応するため、農業水利施設の長寿命化対策、ため池の防災・減災対策などを着実に推進するほか、働き方改革や担い手の確保、DX の推進など、持続可能な産業の発展を支える取組についても、積極的に後押しをしていきます。

加えて、当県民局としまして、貴土地改良区の管理する農業水利施設が適正に維持管理されるよう、基幹水利施設管理事業や基幹施設管理体制整備事業での支援を継続して参りますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、稲生川土地改良区のますますの御発展と御参会の皆様のご健勝を祈念申し上げます、挨拶といたします。



上北地域県民局地域農林水産部 竹谷次長

令和6年度 通常総代会

令和 7 年 3 月 14 日、当区事務所に於いて令和 6 年度通常総代会を開催したところ、総代現員数 63 名中 60 名の出席で、午後 3 時 30 分に開会され、野田一孝総代（十和田市）を議長に選任、豊川恒雄総代（十和田市）と中川原義見総代（おいらせ町）の両名を議事録記名人に選任し、下記の案件が慎重に審議された結果、提出された全案件が原案通り可決承認され、午後 4 時 20 分に閉会となりました。

上 程 議 案

報 告 事 項

報告第 1 号 令和 6 年度 畑地化促進事業
土地改良区決済金支援等について

議 決 事 項

- 議案第 1 号 令和 6 年度 収支補正予算について
- 議案第 2 号 定款の一部変更及び規約の一部改正について
- 議案第 3 号 会計細則の一部改正について
- 議案第 4 号 令和 7 年度 賦課金の賦課徴収及び決済金について
- 議案第 5 号 令和 7 年 用水取水及び配水計画について
- 議案第 6 号 ため池等整備事業の実施について
- 議案第 7 号 土地譲渡（字梨ノ木平）について
- 議案第 8 号 令和 7 年度 収支予算について



議長を務めた野田一孝総代

令和 7 年度 収支予算書総括表

単位：円

科 目	一般会計	発電事業特別会計	内部取引消去	合 計
土地改良事業収入	211,354,000			211,354,000
発電事業収入		30,000,000		30,000,000
附帯事業収入	500,000			500,000
基本財産運用収入	830,000			830,000
特定資産運用収入	1,300,000	129,000		1,429,000
補助金等収入	7,100,000			7,100,000
交付金収入	20,494,000			20,494,000
寄付金収入	0			0
雑収入	1,748,000	1,000		1,749,000
業務受託料収入	6,140,000			6,140,000
借入金収入	0			0
固定資産売却収入	334,000			334,000
他会計繰入金	12,000,000	949,000	△ 12,949,000	0
積立資産取崩収入	30,100,000	0		30,100,000
繰越金	132,700,000	0		132,700,000
収入計	424,600,000	31,079,000	△ 12,949,000	442,730,000
土地改良事業費支出	200,951,000			200,951,000
発電事業費		3,850,000		3,850,000
一般管理費支出	130,244,000	1,000,000		131,244,000
土地改良事業負担金支出	14,000,000			14,000,000
借入金返済支出	200,000			200,000
固定資産取得支出	2,400,000	200,000		2,600,000
国庫納付金支出		0		0
他会計繰出額	949,000	12,000,000	△ 12,949,000	0
積立資産積立支出	38,330,000	14,029,000		52,359,000
予備費	37,526,000			37,526,000
支出計	424,600,000	31,079,000	△ 12,949,000	442,730,000

令和 7 年度 賦課金・決済金 について

10 a 当り

区 域 名	地 域 名	経 常 賦 課 金	地 区 賦 課 金		合 賦 課 金	前 年 度 比 増・△減	決 済 金		
			区 域 別	地 域 別			共 通	地 区	合 計 決 済 金
1 稲 生 川 区 域	全 域 の 田 (下 記 区 域 を 除 く)	3,500	800		4,300	200	32,900	23,600	56,500
	牛 泊 区 域	1,750	400		2,150	100	16,450	11,800	28,250
	段 ノ 台 区 域	700	160		860	40	6,580	4,720	11,300
	豊 ヶ 岡 揚 水 機 区 域	3,500	800	1,600	5,900	200	32,900	74,100	107,000
	里 ノ 沢 揚 水 機 区 域	3,500	800	1,600	5,900	200	32,900	74,100	107,000
	有 信 山 区 域	875	300		1,175	50	8,225	14,160	22,385
2 深 持 用 水 区 域	全 域 の 田	3,500	1,000		4,500	200	32,900	12,500	45,400
3 中 撮 区 域	全 域 の 田 (下 記 区 域 を 除 く)	3,500	1,500		5,000	200	32,900	28,400	61,300
	矢 神 揚 水 機 区 域	3,500	1,500	100	5,100	200	32,900	78,900	111,800
4 切 田 用 水 区 域	全 域 の 田	3,500	1,100		4,600	200	32,900	34,000	66,900
5 元 村 用 水 区 域	全 域 の 田	3,500	1,200		4,700	200	32,900	30,700	63,600
6 立 崎 区 域	全 域 の 田	3,500	1,300		4,800	300	32,900	33,000	65,900
7 一 本 木 沢 揚 水 機 区 域	全 域 の 田	3,500	3,200		6,700	700	32,900	127,100	160,000
8 沖 山 用 水 区 域	全 域 の 田 (下 記 区 域 を 除 く)	3,500	1,800		5,300	200	32,900	30,200	63,100
	豊 ヶ 岡 揚 水 機 区 域	3,500	1,800	1,000	6,300	200	32,900	80,700	113,600
9 古 里 区 域	全 域 の 田	3,500	1,900		5,400	200	32,900	29,400	62,300
10 七 百 区 域	全 域 の 田 (下 記 区 域 を 除 く)	3,500	1,500		5,000	200	32,900	69,600	102,500
	七 百 揚 水 機 区 域	3,500	1,500	1,300	6,300	200	32,900	120,100	153,000
11 東 部 三 本 木 原 区 域	全 域 の 田	3,500	900		4,400	200	32,900	29,700	62,600
12 深 南 区 域	全 域 の 田	3,500	1,000		4,500	200	32,900	40,800	73,700
13 上 北 中 部 区 域	全 域 の 田	3,500	2,500		6,000	200	32,900	60,200	93,100
納 入 期 限	令和 7 年 7 月 31 日 ※自動口座引落日 令和 7 年 7 月 10 日						納入通知書発行日から30日以内とする。		
通 知 書 発 行 日	令和 7 年 6 月 2 日						申請処理決裁後		
賦 課 基 準 地 積	令和 7 年 4 月 1 日現在の土地原簿記載面積により賦課する。 ただし、加入地については、加入日現在の土地原簿記載による。						賦課地積と同じ		
徴 収 の 方 法	稲生川土地改良区理事長の発行する賦課金通知書による。						決済金納入通知書による。		

用途変更による畑については、当該土地に属する区域の賦課金とする。
ただし、経常賦課金は1/4賦課金とする。
賦課金通知書発行日前に農地転用等の申請があった場合の賦課金発行については、
理事長に一任する。
夫役現品の金銭換算、徴収の時期及び方法については、理事長に一任する。

用途変更による畑、用途畑の
地区除外は、当該土地に属する
区域の決済金とする。
ただし、共通決済金は1/4決
済金とする。

領収書希望の方はご連絡ください。

領収書については、口座振替後の通帳の記帳および振込控えをもって代えさせていただきます。領収書の発行を希望される方へは個別に対応しますので、改良区まで申し出てください。

賦課金は土地改良区組織運営上また事業遂行上必要な経費ですので、納入期限内に納入下さるようお願い致します。口座振替をお申し込みの方は、引落日までに通帳残高の確認をお願い致します。

令和 7 年度賦課金の納入期限は 7 月 31 日です

口座振替の引落日は 7 月 10 日です。

※令和 7 年度賦課金通知書は令和 7 年 6 月 2 日に郵送にて発送いたしますが、通知書が届かない場合は当区総務課までご連絡ください。

(納税組合に加入している場合は、代表者宛にまとめて送付いたします。)

◎納入場所：稲生川土地改良区

※賦課金通知書に口座番号が記載されている金融機関については振込による納入が可能です。

青い森信用金庫または青森県信用組合については、事前に申込みをいただいている方のみ金融機関窓口納入用の通知書を送付いたします。

賦課金の納入方法の確認や変更がありましたら当区総務課までお問い合わせください。

賦課金の自動口座振替をご検討ください

口座振替にすると

◎金融機関へ行く手間が省け、納入忘れがありません。ただし、引落日前に残高をご確認ください。

◎振込手数料がかかりません。

これから口座振替を申し込む場合は、令和 8 年度からの振替になります。

引落しに使う通帳と届出印をご持参になり、改良区窓口までおいで下さい。

口座振替取扱可能金融機関

JA十和田おいらせ、JAおいらせ、青森みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、ゆうちょ銀行

滞納賦課金の対応について

賦課金の滞納は土地改良区の運営に大きな影響を与え、費用負担公平の原則が維持できなくなります。納入期限を過ぎると、本来納めるべき賦課額のほかに年 14.6% の割合で延滞利息がかかります。また、督促手数料も加算されますので、早期の納入にご協力ください。

滞納者の方については相談の機会を設けており、その結果、分割納入により、確実に滞納額を減らしている方がいる一方で、何も相談がないまま累積滞納額が増えていく方も多くおられます。

当土地改良区では少しでも滞納の解消になるよう提言をしたいので、ご相談いただくことをお願い致します。

たび重なる催告にもかかわらず、納入いただけない方に対しては、やむを得ず、財産の差押え、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うこととなります。【土地改良法第 39 条】

令和 7 年 幹線草刈りは 7 月 6 日です

今年の幹線草刈りは**7月6日（日曜日）**に行います。

7月5日（土曜日）～7日（月曜日）まで幹線草刈りのため断水となります。

農地の保全管理について

当区から地区除外された農地については、地権者自ら地区除外後も隣接の用排水路、農道等土地改良施設の草刈り、浚渫等の維持管理を継続して行うことを申請の際に確約いただいております。

昨年度は特に畑地化支援事業等で地区除外された農地も多くありますので、管理の徹底をお願い致します。

稲生川ウォーク 2025 が開催されます

稲生川ウォークは、十和田市発展の礎となった稲生川の上水と三本木原台地の開拓の祖新渡戸傳らの功績と歴史を後世に伝えるため、平成13年から開催しているウォーキングイベントです。満開の桜を楽しみながら先人たちの手で拓かれた稲生川沿いをウォーキングしてみませんか。

開催日時・場所

令和 7 年 4 月 20 日（日） 雨天決行

受付時間：午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分

受付場所：中央駐車場本部テント（十和田市役所南側）

ウォーキングコース ① 20 km ② 14 km ③ 5 km

参加費 1 人 1,000 円 ※当日、受付にて徴収します。小学生以下は無料です。

申込期間 令和 7 年 3 月 18 日（火）～4 月 13 日（日）

お申込み・お問合せ先

十和田商工会議所

TEL 24-1111 FAX 24-1563

十和田奥入瀬観光機構

TEL 24-3006 FAX 24-3007



「未来へつなごう！ふるさとの水土里子ども絵画展 2024」受賞作品

全国水土里ネット主催により、全国の小学生以下の子どもたちから約3,000点（うち本県97点）の応募がありました。本県からは、地域団体賞3作品、入選2作品、佳作5作品が選ばれました。この絵画展は田んぼ・ため池・農業用水路などの風景や、大切な水路を守っている人たち、農業に関する古くから伝わる祭りや風習、郷土料理、様々な農作業風景などをテーマに小学生以下の方ならどなたでも応募できます。例年6月に実施要領が発表され、締め切りは9月です。みなさんも夏休みの自由課題として是非ご応募ください。

地域団体賞 水土里ネット稲生川理事長賞

「ニンニク農家」

井川 日菜子

六戸町立大曲小学校 5 年



入選 十和田市立北園小学校 5 年 佐々木愛謝

十和田市立藤坂小学校 6 年 苔米地煌大

佳作 十和田市立南小学校 6 年 豊川 幸志

職員退職

総務課主任 木下 孝子

令和 7 年 3 月 31 日付けで定年退職となりました。長い間大変お世話になり、ありがとうございました。4 月からは再雇用となりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

ご冥福をお祈りいたします

総代 沖澤 勝氏（六戸町） 令和 6 年 11 月 21 日 逝去（69 歳）

謹んで哀悼の意を表します



組合員の皆様へのお願いについて

公共機関（市町・法務局等）で所有権移転等の手続きを行ったら必ず土地改良区にも届出をお願いします。届出がなければ土地原簿の変更ができず、従来の組合員へ賦課されてしまいますので、ご注意ください。

届 出 の 種 類	申 請 の 名 称	注 意 点
農地の移動があったとき (売買・交換・贈与・貸借契約及びその解除) 組合員の名義を変更するとき 組合員の住所が変わったとき	組合員資格得喪通知書	組合員名は改良区からの郵便物の宛名で確認できますので、変更がないか、いま一度ご確認ください。
農地を転用するとき 公共事業で買収があったとき	農地転用等の通知書 地区除外申請書 農地転用確約書	公共事業による買収の際は申請及び決済金について事業主体と十分協議のうえ手続きをお願いします。
土地改良施設用地を出入口等 に使用したいとき 雨水や合併浄化槽処理水を水路に 放流したいとき	他目的使用申請書	合併浄化槽処理排水の放流許可後、下水道へ切り替えた場合にも届出が必要になります。

賦課は毎年 4 月 1 日現在における土地原簿に記載してある土地の賦課地積を対象に行われますので、権利移動等がありましたら速やかに届出ください。また、不明な点がございましたら土地原簿の閲覧ができますのでご来所ください。

農地転用する場合は、土地改良法の規定により決済金の納付が義務付けられていますので、意見書を受け取る際に納付していただきます。なお、その場合、申請年度の翌年度より除外となりますので、当該年度の賦課金はそのまま賦課されます。

滞納されている土地を取得すると、土地改良法第 42 条（権利義務の継承及び決済）により新しい権利者（買った人）に支払いが義務付けられています。必ず売買するときは、「滞納」があるかどうか改良区へ問い合わせください。また、競売の場合も同様の扱いとなりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

稲生川土地改良区 総務課 TEL 0176-23-5066

※各種届出用紙は土地改良区窓口で準備しておりますので、印鑑等をご持参のうえ手続きをしてください。
また、各種届出用紙は稲生川土地改良区ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

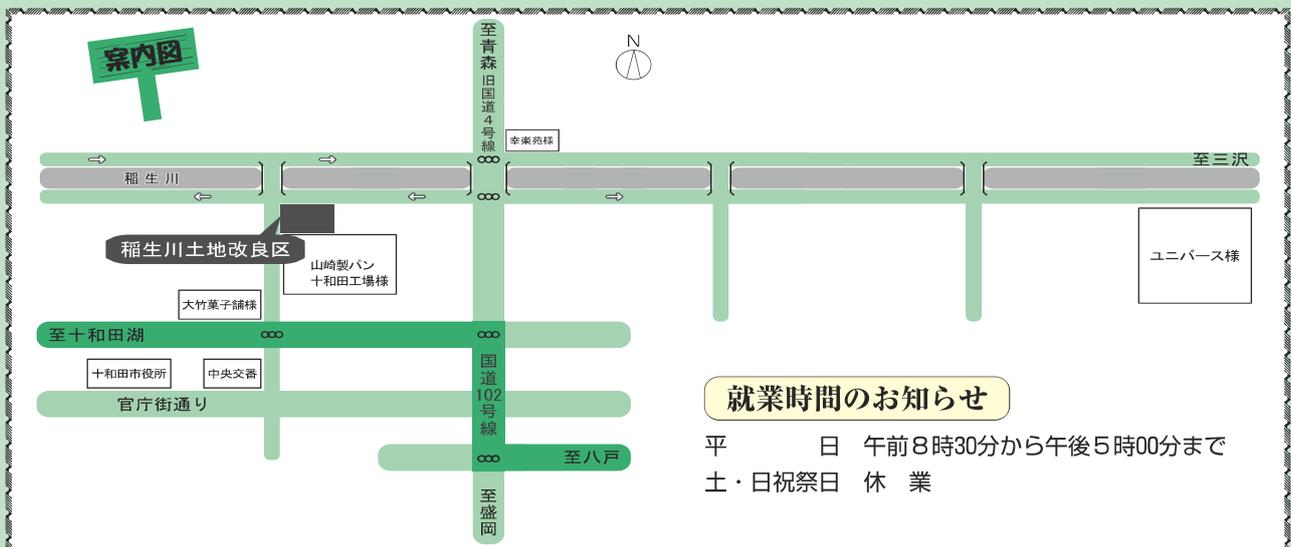
ホームページアドレス <http://www.inaigawa.or.jp>

稲生川土地改良区

検索



広報は PC・スマホからでもご覧いただけます。



就業時間のお知らせ

平 日 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで
 土・日祝祭日 休 業

